

(卸売市場法第4条第5項第6号関係)

岐阜市中央卸売市場における卸売市場法第4条第5項第5号に定める 共通遵守事項以外の遵守事項一覧

以下で使用する「条例」及び「規則」は下記を指すこととする。

条例→岐阜市中央卸売市場業務条例（昭和46年岐阜市条例第51号）

規則→岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年岐阜市規則第24号）

1 卸売業者に関する事項

①せり人の登録証の携帯及びせり人章の着用義務

(定めた理由)

せり人であることの可視化及び卸売場においてせり人と他の者を区別するため。

(関係条例規則)

条例第16条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、せり人章を着用しなければならない。

②卸売業者の帽子及び記章の着用義務

(定めた理由)

衛生上の観点及び、卸売業者であることの可視化及び市場内において卸売業者と他の者を区別するため。

(関係条例規則)

規則第16条 卸売業者の業務を執行する役職員及び使用人は、市場内においては一定の帽子及び記章を着用しなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章を定めたとき又は変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

③受託契約約款の掲示義務

(定めた理由)

卸売業者が定める受託契約約款について委託者が把握できるようにするため。

(関係条例規則)

条例第45条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

④受託物品の検収及び結果の記入義務

(定めた理由)

受託物品に関して瑕疵等があった場合に、その瑕疵等が卸売業者の受領前若しくは卸売業者の受領後のどちらで発生したかを判断するため。

(関係条例規則)

条例第 46 条 卸売業者は、受託物品（電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品（以下「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

⑤受託物品に関する帳簿及び書類の提示義務

(定めた理由)

委託者が自身の行った委託についての情報を把握できるようにすることで、公正な取引を確保するため。

(関係条例規則)

規則第17条 卸売業者は、委託者から受託物品に関する帳簿及び書類の提示の正当な要求又は質問のあったときは、これに応じなければならない。

⑥受託物品の受領通知若しくは売買仕切書の送付義務

(定めた理由)

卸売業者が委託物品を受領したことを委託者が早急に把握できるようにすることで、卸売市場としての信頼を確保するため。

(関係条例規則)

規則第61条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の種類、数量、品質及び受領日時を記載した物品受領通知書（様式第32号）により通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を発送するときは、この限りでない。

⑦販売原票の作成及び保存義務

(定めた理由)

売買が成立したことを証するため。

(関係条例規則)

規則第63条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成し、市長が指定する期間、これを保存しなければならない。

2 仲卸業者に関する事項

①仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入に係る販売数量等の報告義務

(定めた理由)

卸売業者と同様に、仲卸業者からも売上高に応じて使用料を徴収するため。

(市場内に入荷した商品については売上高に応じた使用料を徴収することとなり、卸売業者を経由する商品については卸売業者から徴収をしているが、仲卸業者が卸売業者以外から直接仕入れた場合にはその商品について卸売業者は関与していないことから、仲卸業者から徴収する必要があるため、直接仕入及び販売を行う商品についての報告義務を設けた)。

(関係条例規則)

条例第48条 仲卸業者は、第18条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に販売をした当該生鮮食料品等の数量及び販売金額を市長に報告しなければならない。

②仲卸業者の帽子及び記章の着用義務

(定めた理由)

衛生上の観点及び、仲卸業者であることの可視化及び市場内において仲卸業者と他の者を区別するため。

(関係条例規則)

規則第24条 仲卸業者が前条に規定する保証金を預託したときは、仲卸業者章(様式第8号)を交付する。

2 仲卸業者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項に規定する仲卸業者章及び帽子を着用しなければならない。

3 売買参加者に関する事項

①売買参加者の帽子及び記章の着用義務

(定めた理由)

衛生上の観点及び、売買参加者であることの可視化及び市場内において売買参加者

と他の者を区別するため。

(関係条例規則)

規則第32条 売買参加者として前条に規定する承認をしたときは、売買参加者章（様式第16号）を交付する。

2 売買参加者は、卸売業者の卸売に参加するときは、前項に規定する売買参加者章及び帽子を着用しなければならない。

4 副参加者に関する事項

①副参加者の帽子及び記章の着用義務

(定めた理由)

衛生上の観点並びに、仲卸業者若しくは売買参加者の従業員等であることの可視化及び市場内において仲卸業者若しくは売買参加者の従業員等と他の者を区別するため。

(関係条例規則)

規則第95条

1～4 (略)

5 副参加者は、卸売業者の行うせり売又は入札の方法による卸売に参加するときは、仲卸業者章又は売買参加者章及び帽子を着用しなければならない。

6 (略)

5 共通事項

①衛生上有害な物品等の売買禁止

(定めた理由)

市場内の衛生秩序を保つため。

(関係条例規則)

条例第51条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品(以下この条において「衛生上有害な物品等」という。)が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者は、市場において衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

②物品の品質管理の方法の遵守

(定めた理由)

市場内で取り扱われる物品の品質保持のため。

(関係条例規則)

条例第61条の2 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

規則第78条の2 条例第61条の2第1項の規定による卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度(温度管理機能を有する卸売場に限る。)及び品質管理の責任者を定め、品質管理等届出書(様式第53号の2)により市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (2) 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、前号の事項とともに品質管理の責任者の責務等に関する届出書(様式第53号の3)により市長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。
 - ア トラックからの荷下し時の品質管理に関すること。
 - イ 物品の鮮度及び外観、容器の破損及び衛生状態等の確認に関すること。
 - ウ 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。
 - エ 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の掲示に関すること。
 - オ 施設の温度管理に関すること。(温度管理機能を有する卸売場に限る。)
 - カ 施設の温度の確認に関すること。(温度管理機能を有する卸売場に限る。)
 - キ 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。
 - ク 物品の滞留時間の管理に関すること。
 - ケ 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
 - コ 卸売場内の衛生的な利用に関すること。
 - サ 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
 - シ 条例第46条第1項に規定する検収に関すること。
 - ス 市場施設等の清潔・衛生の保持に関すること。
 - セ アからスまでに掲げるもののほか、品質管理の徹底に関すること。

規則第78条の4 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

- (1) 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、品質管理等届出書(様式第53号の2)により市長に届け出るとともに、仲卸売場店舗の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とすること。
- (2) 腐敗に結びつく部位及び物品並びに混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。

(3) 物品の適正な温度管理を行うとともに、冷凍庫又は冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。

(4) 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔・衛生の保持を図ること。

規則第78条の5 売買参加者、買受人及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。

(1) 物品の品質保持のため買荷保管所における滞留時間の短縮を図ること。

(2) コールドチェーンが確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。

(3) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。